

SBSグループ 団体医療保険

医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険

団体割引
20%
適用

NEW

**弁護士費用総合補償特約
販売開始!**

「もっと身近に弁護士を!」
そんな声にこたえる保険



保険期間	令和7年12月1日午後4時～令和8年12月1日午後4時
申込締切日	令和7年9月12日(金)
保険料の払込方法	毎月の給与から天引きいたします

お問い合わせ先

<取扱代理店>

SBSファイナンス株式会社

〒160-6125 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産グランドタワー25階
TEL.050-1741-4507 FAX.03-6756-8542
[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00
(土・日祝日はお休みとさせていただきます。)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第五部第三課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL.050-3808-4717
(音声ガイダンスに従って、番号「1」⇒「3」を押してください。)
FAX.03-3231-9900
[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00
(土・日祝日はお休みとさせていただきます。)

SBSホールディングス株式会社

SBSグループ団体医療保険の6つの特長

医療費負担にそなえ、安心を提供します。



充実の補償に加え、
「**団体割引**」の適用」「**簡単なお手続き**」も
大きな魅力です。

メリット①

日帰り入院から補償!(*1)



メリット②

病気やケガによる
「**入院**」はもちろん、
「**手術**」まで補償いたします。



メリット③

団体契約専用プランで**割安!**
(団体割引**20%**適用)



メリット④

ご加入に際しては、
告知書による
手続きのみで**簡単**です!(*2)
医師の審査は不要です。



メリット⑤

ご家族も
ご加入できます。



メリット⑥

法的トラブルに
巻き込まれたときの
弁護士費用を補償する
プランも加入可能!



(※1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

(※2) 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

自動継続の取扱い

ご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、次回の募集においては当年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の満年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

基本セット 加入限度口数:1口

天災危険補償特約セット

ご加入型		A3	A5	A10
		保険金額	保険金額	保険金額
傷害入院保険金 疾病入院保険金		1日あたり 3,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 10,000円
傷害手術保険金 疾病手術保険金		1回の手術につき 入院中の手術：傷害・疾病入院保険金日額×10倍 外来の手術：傷害・疾病入院保険金日額×5倍		
支払限度日数：60日				

オプション 加入限度口数:1口

ご加入型	S
	保険金額
先進医療費用保険金 (先進医療等費用補償特約)	1,000万円

月払保険料 (2025年12月1日時点の本人の満年齢)

保険期間1年、団体割引20%、天災危険補償特約セット

満年齢	基本セット		
	A3	A5	A10
～ 24歳	330円	540円	1,060円
25歳～ 29歳	400円	640円	1,270円
30歳～ 34歳	450円	730円	1,440円
35歳～ 39歳	470円	770円	1,510円
40歳～ 44歳	490円	800円	1,590円
45歳～ 49歳	580円	950円	1,890円
50歳～ 54歳	700円	1,130円	2,250円
55歳～ 59歳	930円	1,530円	3,040円
60歳～ 64歳	1,190円	1,970円	3,920円
65歳～ 69歳	1,710円	2,830円	5,630円
70歳～ 74歳	2,480円	4,110円	8,210円
75歳～ 79歳	3,380円	5,620円	11,230円
80歳～ 84歳	5,170円	8,590円	17,170円
85歳～ 89歳	7,420円	12,350円	24,670円

+

先進医療オプション	
	S
年齢問わず	70円

※保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
 ※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 ※新規加入の場合、満79歳(継続契約の場合は満89歳)までの方が対象となります。
 ※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年5月現在)

■ 保険金お支払例 (入院保険金日額が5,000円のプラン(A5)にご加入の場合)



脳卒中で入院したAさんの場合

仕事も家庭サービスも一生懸命なAさん。
ある夜突然、ご自宅で倒れ、救急車で病院へ。
すぐに入院し、手術を受けましたが、回復までに合計40日間の入院が必要となりました。

疾病入院保険金	5,000円×40日＝20万円
疾病手術保険金	5,000円×10回＝ 5万円
お支払合計額	25万円

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

ご存知 でしょうか？

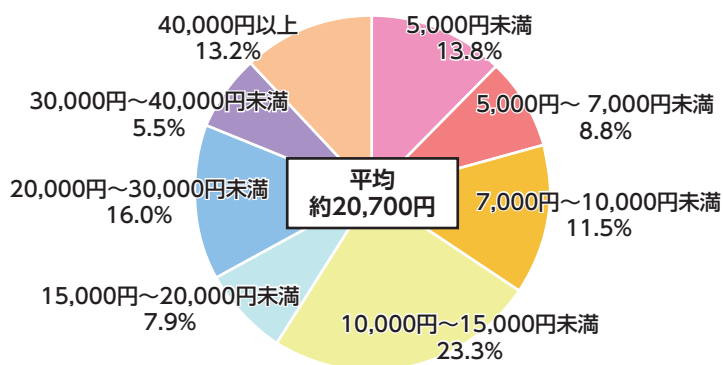
平均の負担額と入院日数によると・・・

20,700円×32.3日 = **約668,610円**

突然の高額出費で家計が大変なことに・・・。

医療費ってこんなにかかるんです!!

入院1日あたりの平均自己負担額は平均約 **20,700円!!**



(注1) 左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。
(高額療養費制度(※)を利用した人、利用しなかった人
(高額療養費制度の適用外など)も含みます。)

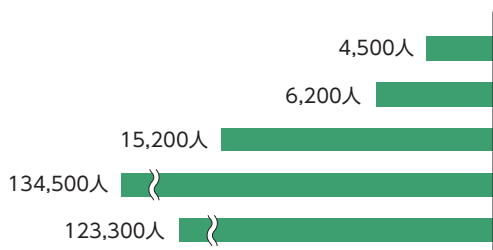
(※) 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る
家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含まれます。
生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

(注2) 高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページを
ご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/100714a.pdf>)

病気で入院する人ってこんなに多いんです!!

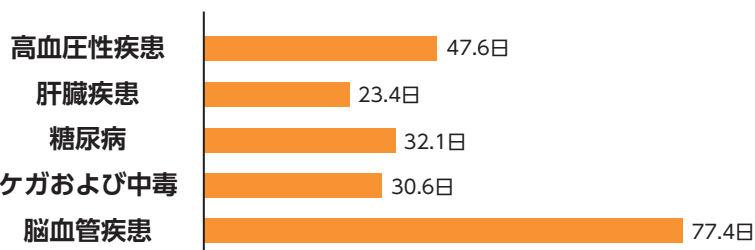
1人あたりの平均入院日数は平均約 **32.3日!!**

傷病別の推計入院患者数 (単位: 人/日)



[厚生労働省「患者調査」](令和2年)による

傷病別の退院患者の平均在院日数



保険契約者・お申込人となれる方・被保険者(補償の対象者)本人となれる方等

 団体契約者 団体契約について	この保険はSBSホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。 被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ損保ジャパンに払い込みます。なお、保険契約者が損保ジャパンに保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。 また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、損保ジャパンは返還保険料を保険契約者に返還します。
お申込人(加入者) となれる方	SBSホールディングス株式会社およびその子会社、関連会社の役職員・退職者の方に限ります。
被保険者 (補償の対象者) となれる方の範囲	SBSホールディングス株式会社およびその子会社、関連会社の役職員・退職者およびそのご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族)です。
被保険者 (補償の対象者) としてご加入できる方	保険期間の開始時点で満79才以下(継続契約の場合は満89歳以下)かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

① 人格権侵害^(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤ 離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

- (※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
- (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
- (※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任
にかかった費用

■ 保険金額
(保険期間1年間につき)
通算**300万円 限度**

× (100% - 自己負担割合 10%)

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用

■ 保険金額
(保険期間1年間につき)
通算**10万円 限度**

自己負担額 1,000円
(免責金額)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。



いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例① (人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円



弁護士費用保険金のお支払い額
 $40万円 \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \underline{36万円}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**



法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
 $1万円 - 1,000円 (\text{自己負担額}) = \underline{9,000円}$

合計 36万9,000円をお支払い

お支払い事例② (被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円



弁護士費用保険金のお支払い額
 $50万円 \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \underline{45万円}$

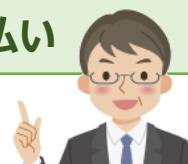
法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**



法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
 $1万円 - 1,000円 (\text{自己負担額}) = \underline{9,000円}$

合計 45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいらなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。
お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。



「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。

警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

補償内容（保険金の種類）		保険金額
弁護士費用補償	弁護士費用 (自己負担割合10%)	通算 300万円 限度
	法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	通算 10万円 限度
団体割引：20% 月払保険料		690円

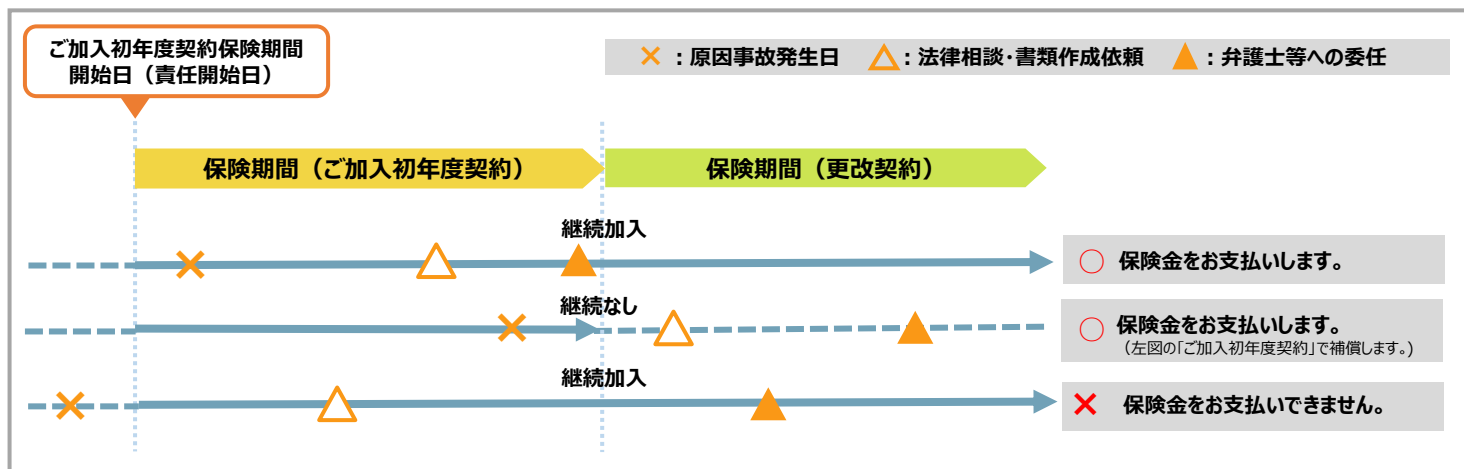
【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

- 弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方の補償もご希望の場合は、別途ご加入いただく必要があります（配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。）。

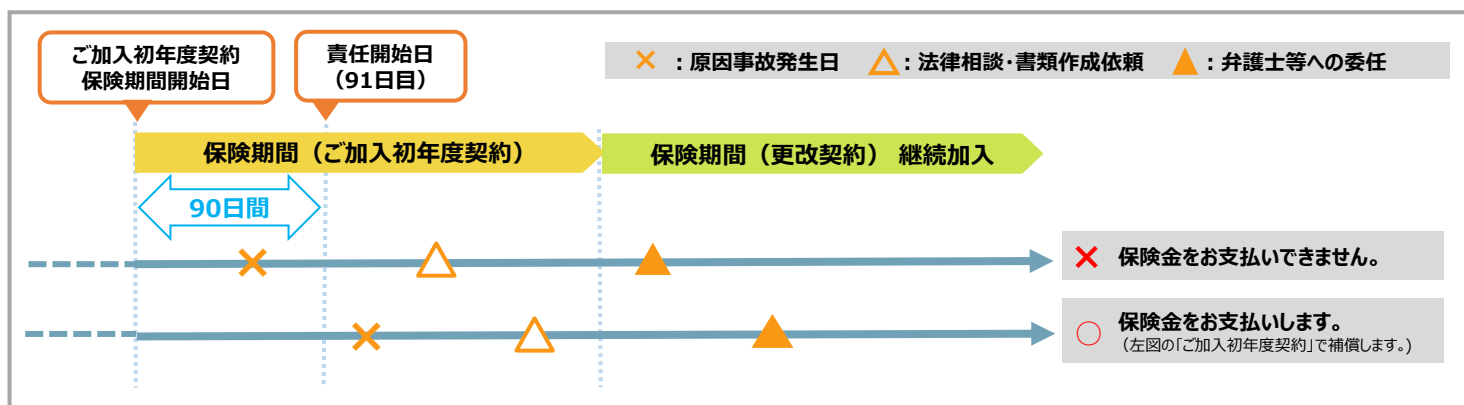
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】

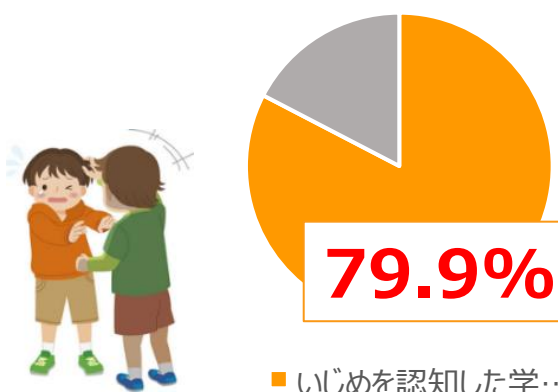


(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

あなたの日常にも潜んでいます！ 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ

いじめを認知した学校数の割合



出典：令和3年文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

全学校数のうち
約8割がいじめ
を認知していま
す！また、1校
当たりの認知件
数は**16.8件**に
上ります！

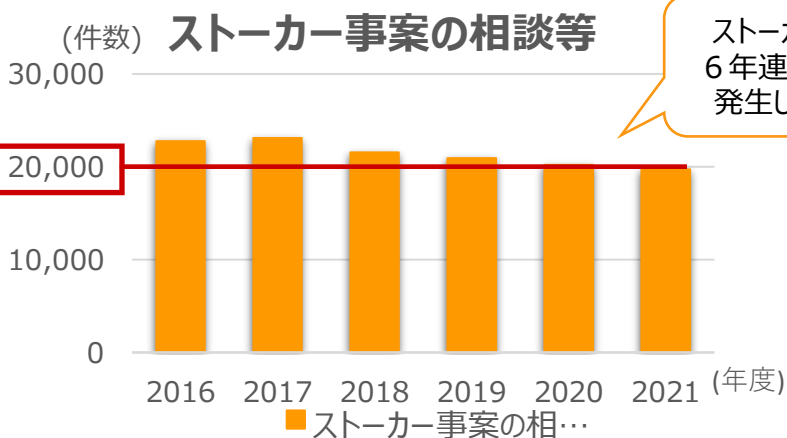
こどもがいじめにあい、
登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、
誠実な対応をしてくれない

相手の親と
うまく話せるか
不安…



ストーカー被害



出典：警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課
「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

ストーカー事案は
6年連続約2万件
発生しています。

昔の交際相手から
ストーカー行為を
されている



自分だけで
相手を前にして
話すのは怖い…

どうしたらいいかわからず
パニックになってしまいそう

他にも…

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など

もし私たちのちからになってくれるものがあつたら…

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

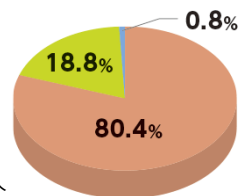
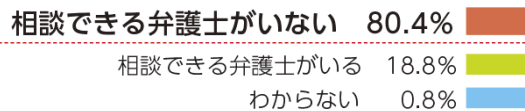
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル（多重債務、医療事故など）も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも…

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに
損保ジャパンにて作成



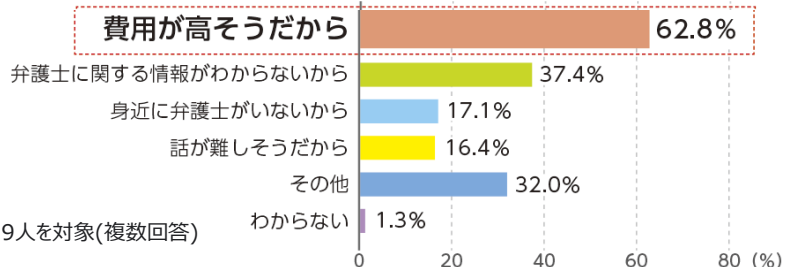
全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)



みなさまの声にお応えして、

弁護の**ちから**は

あなたの **ちから** になります！





SOMPO健康・生活サポートサービスは、SBSグループ団体医療保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料の電話相談サービスです。



健康・医療 相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。



医療機関情報 提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。



専門医相談 サービス 予約制

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。



人間ドック等検診・ 検査紹介・予約サービス

人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお答えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査 紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。



介護関連 相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。



法律・税務・年金 相談サービス 予約制

一般的な法律・税務・年金に関するご相談に、弁護士、司法書士、税理士または社労士が電話でお応えします。



メンタルヘルス 相談サービス

臨床心理士等が個別にメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

利用時間

平日：9:00～22:00

土曜：10:00～20:00

※日・祝日・年末年始（12/29-1/4）
はお休みとさせていただきます。



メンタルITサポート (WEBストレスチェック) サービス

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。



(注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎりあります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になる場合があります。

(注6) 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。

(注7) 応対者の指名はできません。

(注8) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます。

(注9) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

インターネットによる手続き方法

パソコンから



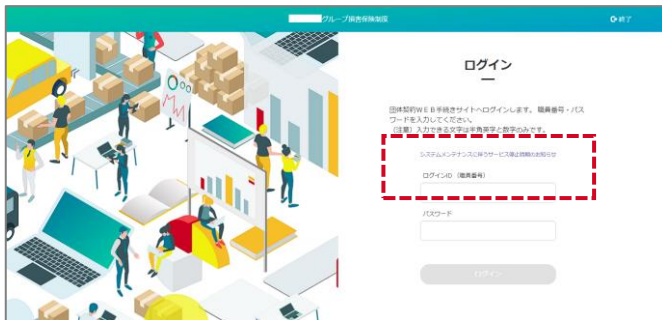
代理店HPからアクセス

SBSファイナンス

検索

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=dnLBNbZmfvRJTvXLKrzbdzBA7XfsS3dqZvIuQne9T9w=>

ログイン画面



1. 会社名をプルダウンから選択します。
2. IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。
ID：職員番号
PW：生年月日（西暦）
例：19871201

募集トップ画面



3. 「お申し込み手続き」ボタンをクリックします。

問診ボタンをクリックするとお客さまの気になる補償について保険料含めて簡単に確認が可能です。（※一部制限あり）

スマートフォン
タブレットから



ログイン画面



1. 会社名をプルダウンから選択します。
2. IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをタップします。
ID：職員番号
PW：生年月日（西暦）
例：19871201

募集トップ画面



3. 「お申し込み手続き」ボタンをタップします。

問診ボタンをクリックするとお客さまの気になる補償について保険料含めて簡単に確認が可能です。（※一部制限あり）

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、弁護士費用総合補償特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：SBSホールディングス株式会社
- 保険期間：令和7年12月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和7年9月12日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：SBSホールディングス株式会社およびその子会社、関連会社の役職員・退職者
 - 被保険者：SBSホールディングス株式会社およびその子会社、関連会社の役職員・退職者またはそのご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。
（新規加入の場合、満79歳（継続加入の場合は満89歳）までの方が対象となります。）
ただし、弁護士費用総合補償特約に加入される場合は未成年者を除きます。（被保険者本人のみが保険の対象となります。）
- お支払方法：令和8年2月から給与控除もしくは口座振替となります。（12回払）
- お手続方法：下表のとおり加入申込書兼健康状態に関する告知書のご確認をお願いします。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		WEBまたは「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	お手続きは不要です。（自動更新）
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨をWEBまたは記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	WEBまたは継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入・内容の変更は、毎月、受付をしています。紙でのお手続き・WEBでのお手続きにより、ご加入申込締切日が異なります。
(1)紙でのお手続き／毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から令和8年12月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、給与控除、もしくは口座振替となります。
(2)WEBでのお手続き／毎月14日までの加入申込みをもって受付日の翌月1日(14日過ぎの加入申し込みは翌々月1日)から令和8年12月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、給与控除、もしくは口座振替となります。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、SBSファイナンスまでご連絡ください。
- 団体割引は、保険契約開始時点のご加入人数により、保険料を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき60日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	
	疾病手術保険金	以下の（１）または（２）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （１） 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下 ①から③までのいずれかの手術（※１）を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※２） ③放射線治療に該当する診療行為 $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 10 \text{（倍）} \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 \text{（倍）} \end{aligned}$ （※１） 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など （※２） 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにすぎません。 （２） 骨髄幹細胞採取手術（※１）（※２）を受けた場合は、保険期間中に確認検査（※３）を受けた時を疾病を被った時とみなして、（１）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※１） 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。 また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 （※２） ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 （※３） 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（１）から（４）までの制限があります。 （１） 時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （２） 同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※１）に該当するときは、同一手術期間（※２）に受けた一連の手術（※１）については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※１） 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※２） 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （３） 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 （４） 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※１）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※２）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※３）のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など （※１）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※２）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 （※３）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	傷害入院保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき60日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 $\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	傷害手術保険金	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 10 \text{（倍）} \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 5 \text{（倍）} \end{aligned}$ （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	

【その他特約】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等費用保険金（注）		保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等（※1）を受けたことにより負担した先進医療（※2）の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 （※1）先進医療および臓器移植術をいいます。 （※2）病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 （https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html）	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）、 ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑧妊娠、出産 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など

【弁護士費用総合補償特約】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用 			

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（未成年の子の結婚等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。												
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。												
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。												
1 回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害（疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 （ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html ）												
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（※）。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （※） 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。												
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table><tr><th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr><tr><td>1. 被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr><tr><td>2. 借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）</td></tr><tr><td>3. 離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td></tr><tr><td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr><tr><td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr></table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時												
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時												
2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）												
3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時												
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。												

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、WEBの入力内容または加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- WEBで入力または加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WEBの入力事項または加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知画面または告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知画面または告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を入力または記入されなかった場合または事実と異なることを入力または記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
 - （※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - （※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項

- WEB画面または加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
 - 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
 - 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
 - *中途加入の場合は、毎月20日（WEBでのお手続きの場合は14日）までの受付分は受付日の翌月1日（20日（WEBでのお手続きの場合は14日））過ぎの受付分は翌々月1日に保険責任が始まります。
- 弁護士費用総合補償特約において、離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士費用総合補償特約において、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注 1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注 2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

【団体総合保険】

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

【弁護士費用総合補償特約】

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）

をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されているので必ずご確認ください。

問い合わせ先 （保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 SBSファイナンス株式会社
〒160-6125 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産グランドタワー25階
TEL.050-1741-4507 FAX.03-6756-8542
[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00（土・日祝日はお休みとさせていただきます。）
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第五部第三課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL.050-3808-4717（音声ガイダンスに従って、番号「1」⇒「3」を押してください。） FAX.03-3231-9900
[受付時間] 平日 午前9:00～午後5:00（土・日祝日はお休みとさせていただきます。）
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔たゞた〕 0570-022808 <通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトにも約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。